

令和 7 年度

相模原市資金不足比率審査意見書

相模原市監査委員

8 監査課第 7 5 5 - 2 号

令和 8 年 8 月 7 日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市監査委員 岩 本 晃

同 橋 本 慎 一

同 中 村 昌 治

同 石 川 達

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率の審査意見について(提出)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 1 9 年法律第 9 4 号)第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

1 相模原市監査基準への準拠

この審査は、相模原市監査基準(平成 2 9 年相模原市監査委員訓令第 1 号。以下「監査基準」という。)に準拠して実施した。

2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定に基づく審査

3 審査の実施日程

令和8年7月1日から同年8月3日まで

4 審査の対象

令和7年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

5 審査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、別紙のとおり主な着眼点を定めて審査を行った。

6 審査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について関係諸帳簿及び証拠書類との照合等の手法により審査の手続を行った。

7 審査の結果

1から6までのとおり審査した限り、重要な点において、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に適合し、かつ、その内容が正確であると認められた。

8 資金不足比率の状況

資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	令和7年度	令和6年度	経営健全化基準
簡易水道事業会計	—	—	20
下水道事業会計	—	—	20

※ 資金の不足額がないため、「—」と表記した。

以 上

別紙

資金不足比率審査の主な着眼点

1 形式審査

- (1) 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類(以下「算定書類」という。)は法令で定める様式で作成されているか。
- (2) 算定書類は法令で定める記載要領に基づき作成されているか。
- (3) 算定書類に記載された計数は、決算統計等の関係諸帳簿を基に正確に計上されているか。

2 実質審査(計数分析)

- (1) 対象とする公営企業ごとに算定されているか。
- (2) 公営企業ごとの資金の不足額の算定は適正か。
- (3) 資金の不足額から控除される解消可能資金不足額の算定は適正か。
- (4) 事業の規模の算定の際に用いる、営業収益に相当する収入の額、受託工事収益に相当する収入の額の算定は適正か。
- (5) 計上額に重複はないか。